

# 下請取引適正化推進シンポジウム2016

## ～「よい品質」に見合った「適正な価格」を支払う取引慣行定着に向けて～ 熊本編(全国5会場で開催)

パネルディスカッション **コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化を目指して** 日立製作所/ファンケル



- ◆パネリスト
  - 日立製作所 パーソナルインテグレーション統括部長 リーガルアドバイザー
  - ファンケル グループサポートセンター 総務部長
  - 日比谷総合法律事務所 弁護士
  - 中小企業庁 取引課長
- ◆ナビゲーター
  - フリーアナウンサー



田中氏

田中 子会社化した企業に自社の理念を浸透させ、取引の適正化を図るのに時間を要した。公的な法解釈が示されているものの講習会テキストを活用するだけでも、人事交流を進めて適正な取引のあり方を浸透させた。

小峰 事業会社や現場の担当者にコンプライアンス意識をいかに根付かせるかが課題だった。そこで座学だけでなくロールプレーを取り入れ、当事業者の立場から取引を見ることが当事者意識を持たせ、改善につなげた。

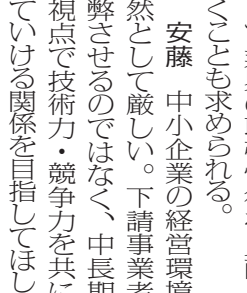
多田 法律は自分に都合よく解釈しがちになる。ロールプレーで様々な立場を体験するのは、当事者意識を持たせるうえで有効だ。

安藤 取組推進の結果、社内や取引先に変化があった。田中 下請業者から原価低減の提案を受ける例も出てきた。小峰 取引先アンケートは、現



原田氏

安藤 中小企業の経営環境は依然として厳しい。下請業者を疲弊させるのではなく、中長期的な視点で技術力・競争力を共に高め、共生関係を築いていく。



田中氏

田中 下請代金法が求めているのは取引当事者間の「正義」だ。下請業者と胸襟を開いて協議を重ねれば、相互理解が深まり、共生関係を築けると思う。

小峰 自社との取引を通じて下請業者にも成長してほしいと願う意識の転換が必要ではないか。

多田 コンプライアンス体制の完成は企業により異なる。自社の実態に合わせた体制を追求することが大切だ。道は開ける。下請取引を含む中小企業の取引条件改善のためには、事業者団体が率先して業界の取引慣行を見直していくことも求められる。

- 田中道夫氏
- 小峰雄平氏
- 多田敏明氏
- 安藤保彦氏
- 原田知恵氏

### 当局のテキストを教育に生かす 取引先との共存共栄に知恵絞る 業界挙げて取引慣行の見直しも 官民一体で取引条件の改善推進

田中氏 小峰氏 多田氏 安藤氏

田中 下請代金法が求めているのは取引当事者間の「正義」だ。下請業者と胸襟を開いて協議を重ねれば、相互理解が深まり、共生関係を築けると思う。

小峰 自社との取引を通じて下請業者にも成長してほしいと願う意識の転換が必要ではないか。

多田 コンプライアンス体制の完成は企業により異なる。自社の実態に合わせた体制を追求することが大切だ。道は開ける。下請取引を含む中小企業の取引条件改善のためには、事業者団体が率先して業界の取引慣行を見直していくことも求められる。

政府は下請取引を含む中小企業の取引条件の改善に力を入れる方針を示した。経済産業省は「世耕プラン」を策定し、具体的な政策を展開していく。こうした動きを背景に、10～11月にかけて全国5会場(札幌、東京、名古屋、大阪、熊本)で開催した「下請取引適正化推進シンポジウム2016」には、下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)の順守を徹底している親事業者が登場。コンプライアンス(法令順守)体制の整備・強化について、自社の取り組みを紹介した。



弁護士 多田敏明氏

下請代金法は独占禁止法に定める優越的地位の乱用の補完法として成立した。より迅速な法適用による下請業者の保護を可能にするため、適用対象となる取引関係と取引内容を定義し、親事業者の禁止行為を定め、発注内容の書面化・交付を義務付けた。

下請代金法の適用対象となる取引は、製造委託、修理委託、情報

### 下請代金法とコンプライアンスの取り組みについて

成果物作成委託、役員提供委託の4種類。禁止行為は受領拒否など。返品型、買いたたきや減額などの代金関連型、指定品・原材料の購入、利用強制などの加重負担型と取引内容を定義し、親事業者の禁止行為を定め、発注内容の書面化・交付を義務付けた。

下請代金法の適用対象となる取引は、製造委託、修理委託、情報

順守体制の構築が急務

うっかり型の違反防ぎ

以前に転売することが難しくなるため製造委託となり、下請代金法の適用を受ける。

勧告・公表に至る危険性の高い禁止行為が下請代金の減額だ。発注後に代金額を据え置いて数量を増やしたり、発注後に改定された

### 企業の取り組み事例 五十首順

#### 内田洋行

#### 「コンプライアンスデー」を設定

2012年に中小企業庁から下請代金法に関する指摘を受け、短期間に改善を進めた。まず意図しない下請代金の減額を防ぐため、月度ごとに実績の点検を実施。下請代金からの振込手数料の控除を取りやめ、すべて当社負担とした。また書面の記載不備も指摘されたことから、毎年1回、取引先に「支払条件等について」という書面を送付し、記載内容の共有と確認を徹底している。

グループ各社も一斉に自己点検を実施。仕入先の資本金などの基本情報や取引内容をすべて確認した。以後も自主点検と改善活動を継続している。

社員の順法意識の向上に向けた取り組みでは、12月1日を「コンプライアンスデー」と定め、経営トップが全社員に向けてメッセージを発信。コンプライアンス研修も実施し、グループの全役員・社員はeラーニングで下請代金法の基礎知識を復習している。

#### 日立製作所

#### システム化の推進で違反防ぎ

日立グループの事業分野は情報・通信システムから建設機械、高機能材料、物流・サービスまで幅広い。事業分野が多岐にわたるため、ほぼすべての下請取引を調達部門が集中管理し、設計、製造、品質保証、経理の各部門を指導している。けん制機能として監査部が定期的に各部門を審査するほか、複数の通報制度も設けている。

下請代金法順守のための調達規則や業務手順を帳票やシステムに盛り込み、各事業所の調達システムには、請取引対象品を自動識別したり、価格未決品のアラームを出したりする機能を搭載。仮締の制度を設けて月末納入品を救うなど、支払い遅延を防ぐ仕組みもある。

教育にも力を入れている。調達担当者向けの法律ハンドブックを作成・配布したほか、イントラネットでのeラーニングを義務付け、1泊2日の社内研修では座学とグループ討論を実施して順法意識の徹底を図っている。

#### JSOL

#### 発注・支払いを専門部署に集約

当社は発注と支払いを専門の統括部署に集約している。手続が現場からの申請に基づいて発注内容などを確認。現場の承認を経て発注する。注文書の送付などため、契約開始日より営業日前までに手続部署に申請することを社内ルールで定めている。

納品後の支払いも手続部署が実施する。月末納期の場合、5営業日前に手続部署が現場に対し納期が近いことを知らせ、請求書を受領するように通知。これにより支払い手続の遅れを防ぎ、期限内の支払いを順守する。

取り組みの実施状況は監査部門による監査に加え、現場部門による自主点検を年に1度実施。勉強会も開催し、社内ルールの徹底や現場の疑問を解消する機会としていた。全社員にオンライン研修も義務付け、コンプライアンス意識の浸透を図っている。

#### ファンケル

#### 取引先アンケートを実施

当社は化粧品・健康食品の留め型原料や容器・包材などについて、協力会社に製造委託している。グループ本社の購買グループで価格や条件を決定し、事業会社から発注する体制だ。注文書の交付・承諾を経て初めて発注が成立すること、下請代金の振込手数料を当社が負担することなどを契約書に明記している。

教育活動では社員が知っておべき基本的なルールを網羅したコンプライアンス手帳を作成・配布し、階層別・部署別研修を実施。下請代金法の研修にはグループワークを取り入れ、社内であった実例を教材にするなど、当事者意識を持たせるように工夫している。

経営理念である取引先との共存共栄を実現するため、内部監査室は取引先へのアンケートを実施している。問題があれば事実関係を確認。経営トップに報告することで、購買グループと連携して改善した。

#### 凸版印刷

#### 違反防ぎ発注システムを構築

当社は営業による直接発注を禁止し、下請取引を実施する部門を生産管理・企画販促に限定している。資本金の大小に関わらず下請代金法に準拠した取引を行うことで、うっかり違反を防いでいる。

さらに全社共通の発注システムを構築し、注文書の記載漏れや事後発注の防止。経理部は納品日を確認し、取引先が請求書を送付し、60日を超えない支払いが発生しないように管理している。下請業者向けの通報窓口として「サプライヤーホットライン」も設置している。

社員教育では「下請法遵守マニュアル」を作成・配布するとともに、毎年、発注部門に対する集合研修と運用実態の確認を実施。当局主催の講習会に積極的に参加している。実際の勧告事例をグループ全体で共有したりして、取り組み状況は半期ごとに監査役会に報告し、下請取引の適正化に努めている。

#### 矢崎総業

#### 順守すべきルールを明確化

当社はコンプライアンスを徹底するため、各県の条例や事業法を含む79法令・579項目にわたる全社共通の法令順守管理項目表を作成した。順守すべきルールを明確にした上で、職層別の教育を実施している。

相談・通報窓口として、社員向けに「YAZAKI AI」などを設置。取引先向けには社外の法律事務所を窓口とし、通報内容は当社に報告・報告される。取り組み状況は毎年1回、各部門で自主点検を実施し、その内容に基づいて内部監査部や法務管理部が監査する。

下請代金法の順守体制は、取締役と各部門長を構成するコンプライアンス委員会の下に「コンプライアンス・オフィサー」を配置。問題が発生した場合は法務部が事実関係を確認し、コンプライアンス・オフィサーが是正に取り組み。監査の結果、共有すべき情報があれば横展開し、一般社員に周知する。

#### 中小企業の相談窓口「下請かけこみ寺」のご案内

全国47都道府県(48カ所)に設置している「下請かけこみ寺」では、「納品後に代金の値引きを求められた」「支払日が過ぎてても代金を支払ってもらえない」と取引に関する中小企業の様々な悩みの相談に相談員や弁護士が親身になって応じ、問題解決に向けたアドバイスを無料で行っています。秘密が守られます。ご利用ください。また、消費税転嫁等に係る取引上の相談にも応じています。

相談窓口 ☎ 0120-448-6018

中小企業庁のホームページでは、下請代金法違反の防止に向けた社内体制の整備方法や取引慣行事例を紹介する「下請取引コンプライアンス・プログラム」のほか、下請代金法の講習会の情報など下請取引適正化に関する情報を掲載しています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/forhki/index.html>